

第9回漢字小委員会における検討事項

論点2 国語施策としての固有名詞へのかかわりの必要性の有無

1 必要であるのかないのか。必要であるとすれば、その理由は何か

- ①固有名詞にかかわることの<プラス面・マイナス面>
- ②これまでの国語施策との関係（戦前に作成された漢字表でも対象外）

2 必要性があるとした場合、どのように対応していくか

- ①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと
- ②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと
- ③固有名詞の中で、「新たに付ける（人名・地名）」という観点（①、②ともに）

⇒常用漢字表の「前書き」

3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。

⇒表外漢字字体表に示された認識

2 表外漢字字体表の性格

(1) 表外漢字字体表の作成目的及び適用範囲

…前略…なお、この字体表の適用は、芸術その他の各種専門分野や個々人の漢字使用にまで及ぶものではなく、従来の文献などに用いられている字体を否定するものでもない。また、現に地名・人名などの固有名詞に用いられている字体にまで及ぶものでもない。

(2) 対象とする表外漢字の選定について

常用漢字及び常用漢字の異体字は対象外としてあるが、常用漢字の異体字であっても「阪（坂）」や「堺（界）」などは対象漢字とした。これらは使用頻度も高く、既に括弧内の常用漢字とは別字意識が生じていると判断されることを重視して対象漢字として残したものである。また、これらの表外漢字を対象漢字としたことから明らかのように、固有名詞以外にはほとんど用いられないという理由だけで対象漢字から外すことはしなかった。これは、常用漢字とともに使われるような比較的の使用頻度の高い表外漢字を表外漢字字体表で取り上げるという方針に基づき、外すべきではないと判断したことによる。しかし、このことは、上記(1)の「なお」以下で述べている字体表の適用範囲から明らかのように、この表で取り上げていない「常用漢字の異体字」使用をすべて制限しているものではない。

戸籍法施行規則で定めている人名用漢字については既に述べたように、各分野での取扱い方及び漢字出現頻度数調査の結果などから見て、常用漢字に準じて扱うことが妥当であると判断した。そのため、人名用漢字についても、常用漢字と同様に対象外とした。…後略…

⇒常用漢字表にない都道府県名漢字

- ①阪(表・新), ②奈(S26), ③岡(表・新), ④阜(表・新),
- ⑤栃(表・新), ⑥茨(表・新), ⑦埼(表・新), ⑧梨(S51),
- ⑨媛(H2), ⑩鹿(S26), ⑪熊(S26)

1 「常用漢字表にない都道府県名漢字」の「出現順位・出現回数」について

①阪(表・新)	：出現順位 1,021 位，出現回数 6,524 回
②奈(S26)	：出現順位 883 位，出現回数 8,391 回
③岡(表・新)	：出現順位 554 位，出現回数 15,494 回
④阜(表・新)	：出現順位 2,222 位，出現回数 794 回
⑤栃(表・新)	：出現順位 2,502 位，出現回数 491 回
⑥茨(表・新)	：出現順位 2,152 位，出現回数 863 回 * 1, 2
⑦埼(表・新)	：出現順位 2,172 位，出現回数 842 回
⑧梨(S51)	：出現順位 1,745 位，出現回数 1,797 回
⑨媛(H 2)	：出現順位 3,339 位，出現回数 121 回 * 3
⑩鹿(S26)	：出現順位 1,061 位，出現回数 5,964 回
⑪熊(S26)	：出現順位 1,320 位，出現回数 3,876 回

* 1 ⑥の「次」の字形

* 2 ⑥の別字形(4画草冠)あり：出現順位 8,089 位，出現回数 1 回

* 3 別字形「女+爰」あり：出現順位 2,577 位，出現回数 430 回
「⑧+ * 3」の合計 551 回 (出現順位 2,440 ~ 2,443 位に相当)

- ※ 1 「燕」：<出現順位 2,281 位，出現回数 715 回> ⇔ 当用漢字表「使用上の注意事項」
「鶴」：<出現順位 1,135 位，出現回数 5,191 回>
「鷄」：<出現順位 1,860 位，出現回数 1,436 回> 常用漢字
「鳩」：<出現順位 1,861 位，出現回数 1,433 回>
「鷹」：<出現順位 1,955 位，出現回数 1,219 回>
- ※ 2 「表外漢字字体表」：<出現順位 3,227 位，出現回数 143 回>を目安 (P376 参照)
- ※ 3 「人名用漢字」H16：<出現順位 3,012 位，出現回数 200 回>を目安 (JIS 第 1 水準
漢字の場合，その他の場合は省略。)

2 固有名詞問題の検討の背景

(1) 「文部科学大臣諮問（平成17年3月30日）」の「理由」

……常用漢字表の在り方を検討するに当たっては，J I S 漢字や人名用漢字との関係を踏まえて，日本の漢字全体をどのように考えていくかという観点から総合的な漢字政策の構築を目指していく必要がある。その場合，これまで国語施策として明確な方針を示してこなかった固有名詞の扱いについても，基本的な考え方を整理していくことが不可欠となる。……

(2) 国語分科会報告「国語分科会で今後取り組むべき課題について」(平成17年2月2日)

○……現在，J I S 規格は経済産業省，人名用漢字は法務省，常用漢字表を含む国語の表記に関することは文化庁がそれぞれ所掌している。これら 3 者の関係を踏まえて，日本の漢字全体をどのように考えていくかという観点から，常用漢字表の在り方を検討しつつ，総合的な漢字政策の構築を目指していく必要があろう。その場合，これまで国語施策として明確な考え方を示してこなかった固有名詞の扱いについても，基本的な考え方を整理していく必要がある。……

→ 「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」を検討するに当たっての態度・方針

(4) 固有名詞の問題は，これまでの国語審議会においても明確な基本方針が出されずにきたものである。J I S 規格の漢字にしても，今回の人名用漢字の追加にしても，固有名詞にかかる根本的な漢字政策の理念が示されてこなかつことと無関係ではない。ここを踏まえて，総合的な漢字政策の構築を考えていかなければならぬ。

3 検討すべき本日の論点について

<基本的な考え方>

以下の（1）は参考資料1の「論点3」のところで論じることとし、今回の議論においては触れないこととする。

- （1）固有名詞専用の漢字であるという理由から、常用漢字表に入っていない漢字の扱い
→「岡」「奈」「阪」などの扱いは「論点3」で論じることとする。これについては、常用漢字表における「常用」とは何かという定義とかかわる問題である。
→固有名詞専用字ということと、固有名詞にも用いられる漢字ということの、<認定の妥当性>をどのように確保するか。（例えば、「奈」と「鴻・辺」）
→※人名用漢字表の位置付けが大きく変わってきた状況をどう考えるのか。（例えば、人名用漢字の「奈」を常用漢字として選定することをどう考えるのか。）

（2）前回（第8回漢字小委員会）の議論の方向を踏まえた論点の整理

（ア）漢字小委員会における共通認識の確認（「本日の論点1」）

「新常用漢字表（仮称）」の中に直接、固有名詞（主に人名・地名）用の漢字を取り込むことは、一般用の漢字と、固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しいのではないか。したがって、これまでどおり「新常用漢字表（仮称）」の「適用範囲」からは除外し、対象外としたらどうか。

- 対象外とする理由をどのように整理するか
→別言すれば、国語施策としての漢字表から外した方が良いとする理由の整理

（イ）上記を踏まえた上で、以下の①、②をどのように考えるか（「本日の論点2」）

- ① 地名と人名を分けずに、固有名詞用の漢字表を「新常用漢字表（仮称）」とは別に作成する。
→人名と地名を分けずに考えることでいいのか。
→漢字表ができればいいが、難しいのではないか（前回の意見）。また、作成した場合、現行の人名用漢字表やJIS漢字表との関係をどう考えるのか。
→※人名用漢字表の位置付けが大きく変わってきた状況をどう考えるのか。

- ② 固有名詞用の漢字表を作成するのは困難であるので、固有名詞における漢字使用の基本的な考え方をまとめること。

○基本的な考え方をまとめの場合の観点

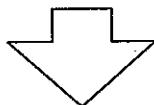
- a) 新たに名前を付ける場合の参考にしてもらうということ
→これまで明示されてこなかった<国語的な視点>からの参考情報（「名付けの考え方」や「使用漢字の問題（例えば、「腥」）」など）
→歴史上由緒のある地名を尊重していくという考え方の明示

b) 「一般的漢字使用」と「個人の漢字使用」の場合の使用字体の問題

- 教科書における「福沢諭吉・山県有朋」などの使用字体、新聞における「渡邊恒雄氏」などの使用字体、個人的な使用字体等の考え方
→新地名を付ける場合の採用字体の考え方

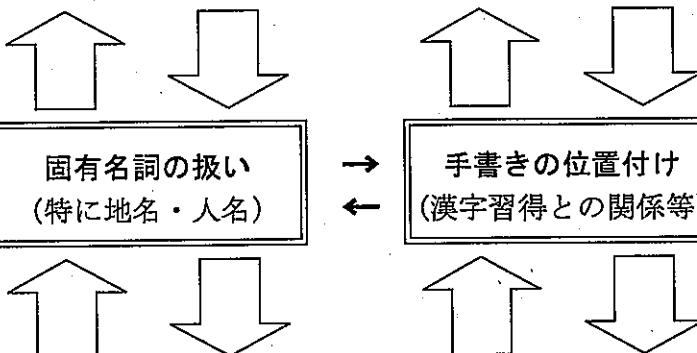
漢字小委員会における課題の整理

情報機器の普及に伴う漢字使用環境の変化
(将来にわたって進行していく不可避な変化)



総合的な漢字政策の在り方

JIS漢字・人名用漢字を含めた、国としての一貫した漢字政策



国の漢字政策の中核である「常用漢字表」の見直し
(一般の社会生活における「漢字使用の目安」の再構築)



現在の漢字使用の実態
(一般の人たちの漢字運用能力、新聞・書籍等の使用漢字等)